（事業計画の基準）

第六条　法第六条第一項第七号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　資金計画が次に掲げる費用及び借入金を勘案して適切に定められているものであること。

イ～ハ　（略）

（削る）

二　（略）

（軽微な変更）

第八条　法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項の変更のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　船舶の管理に係る役務の提供を受ける場合は、当該役務を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

２・３　（略）

（書面の交付）

第十一条の二　法第九条第一項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　当該契約が法第八条第一項の内航運送約款（標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定めているときは、当該内航運送約款。次項において同じ。）によるもの（特約が付されたものを除く。）である場合

二　災害その他やむを得ない事由により書面の交付が困難である場合（当該事由がなくなるまでの間に限る。）

２　法第九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該契約が法第八条第一項の内航運送約款によるもの（特約が付されたものに限る。）である場合にあつては、当該特約の内容

二　前号に規定する場合以外の場合にあつては、次に掲げる事項

イ　契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ　提供する役務の範囲、期間及び対価に関する事項

ハ　提供する役務に係る費用を負担する者に関する事項

ニ　荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者に関する事項

ホ　契約の変更及び解除に関する事項

ヘ　損害賠償の責任に関する事項

ト　定期傭船契約にあつては、次に掲げる事項

(1)　当該契約に係る船員の職種及び数並びに予備船員の数に関する事項

(2)　当該契約に係る船員の過労を防止するための航行期間の制限その他の船舶の利用の制限をする場合は、当該制限に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条の三　法第九条第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　送信者等（送信者又は送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は受信者との契約により受信

（事業計画の基準）

第六条　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　資金計画が次に掲げる費用及び借入金を勘案して適切に定められているものであること。

イ～ハ　（略）

ニ　内航海運組合法第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号の規定による事業に要する費用（当該事業の対象となる船舶を所有する場合に限る。）

二　（略）

（軽微な変更）

第八条　法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項の変更のほか、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

２・３　（略）

（新設）